

耐震基準適合住宅に対して課する固定資産税の減額に関する申告書

年 月 日

(申告先)

嘉 島 町 長

申 告 者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

嘉島町税条例附則第10条の3第9項の規定により、次のとおり申告します。

家屋所在地	嘉島町大字 字 番地		
用途		構造	
床面積	1階	1階以外	計
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
家屋の建築年月日	年 月 日		
耐震改修が完了した年月日	年 月 日		
耐震改修に要した費用	円		
その他	添付書類（添付しているものに☑） <input type="checkbox"/> 改修工事費用がわかるもの <input type="checkbox"/> 増改築等工事証明書 <input type="checkbox"/> 長期優良住宅認定書写し <input type="checkbox"/> 補助金額がわかるもの（ <input type="checkbox"/> 補助を受けていないので添付していません）		

1 総務省令で定める耐震基準に適合することを証する書類及び当該耐震改修に要した費用を証する書類を添付してください。

2 耐震改修が完了した日から3箇月を経過した後に申告書を提出する場合には、3箇月以内に提出できなかった理由をその他の欄に記入してください。

#### (1) 制度の概要

令和4年3月末までの間に一定の耐震改修工事を施し、かつ、改修を完了した日から3か月以内に市町村に申告したものに限り、一定期間、当該住宅にかかる固定資産税額の2分の1を減額するものです。

※長期優良住宅に該当する場合は3分の2

#### (2) 減額の要件

以下の要件を満たす必要があります。

住宅の種類 昭和57年1月1日以前から所在する専用住宅、共同住宅、併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上あること）であること

増改築等工事証明書 次のいずれかの者による証明を受けていること

- ・ 建築士
- ・ 指定確認検査機関
- ・ 登録住宅性能評価機関
- ・ 住宅瑕疵担保責任保険法人

改修工事金額 一戸あたり50万円を超えるもの申告書の提出 耐震改修工事の完了後3か月以内に、当該家屋の所在する町長あてに申告すること

#### (3) 減額される範囲

120m<sup>2</sup>以下の場合 2分の1

120m<sup>2</sup>を超える場合 120m<sup>2</sup>相当分について2分の1（120m<sup>2</sup>を超える部分は減額されません。）

#### (4) 減額される期間

改修後1年間

#### (5) その他

この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません。

新築住宅の減額や、バリアフリー・省エネ改修工事による減額と同時に適用はされません。

土地についての減額はありませぬ。

長期優良住宅に該当するようになった場合は長期優良住宅認定書の写しを添付してください。